幼児保育課

新型コロナウイルス感染症に関する保育園の対応について(登園自粛の お願い)

日頃より本市の保育行政に対しまして、ご理解、ご協力いただきありがとう ございます。

現在、市内の保育園においては、原則開園とし、感染予防に留意したうえで保育を実施しています。

保護者の方々にはこれまでも登園の自粛をお願いしてまいりましたが、愛知 県緊急事態宣言及び、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏 まえ、これまで以上に感染拡大防止に取り組むとともに幼児の健康と安全を確 保するために、令和2年5月6日(水)まで、育児休業や仕事を休んで家にい ることができるなど、ご家庭で保育が可能な場合には、できるだけ登園を控え ていただくよう、ご協力をお願いいたします。

なお、登園自粛要請にともない、保育料等について下記の様に取り扱うこと といたしましたので、お知らせいたします。

1 保育料(O~2歳児クラス)及び給食費(3~5歳児クラス)について 登園を自粛し保育園を欠席した場合、4月1日以降の日数に応じて保育 料及び給食費を減額いたします。減額分につきましては、還付又は翌々月保 育料等への充当を予定していますが、手続等については後日ご案内いたし ます。

なお、延長保育料については、減額とはなりません。

## 2 保護者の就労時間について

保育所の利用要件として就労時間が定められていますが、今回の自粛等により就労時間が要件に満たなくなる場合においては、退園を求めることはありません。

## 3 育児休業者について

新型コロナウイルス感染症にともない、育児休業からの復職の延期をされる場合は、幼児保育課へお問い合わせください。

4 受け入れについての依頼

- ・登園前の体調チェック:自宅での体温を用紙に記入確認。 発熱時(37.5度以上)は登園を自粛し、解熱後24時間経過したこと を確認してから登園してください。風邪のような症状についても 同様の対応とします。
- ・同居の家族に発熱や風邪症状がある場合は、お子さんの体調の変化に配慮し、必要な場合は、登園の自粛をお願いいたします。なお、同居の家族に濃厚接触者が出た場合は、自宅待機いただき、その旨を速やかに園にお知らせください。
- 海外渡航者(園児)や同居の家族に海外渡航歴がある場合については、帰国後2週間の自宅待機をお願いいたします。

今後、国の動向等により変更等があった場合には、随時ご連絡させていた だきます。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。